



釜利谷南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定 平成30年2月26日改定 平成31年2月14日改定
令和2年11月6日改定 令和3年4月23日改定 令和4年4月7日改定
令和5年3月31日改定 令和6年3月15日改定

目 次

- 1 いじめ防止に向けた学校の考え方
- 2 学校いじめ防止対策委員会の設置
- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
- 4 重大事態への対応
- 5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめの定義の変遷

【昭和61年度～】

自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。

【平成6年度～】

自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

【平成18年度～】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義（平成25年9月施行～現在）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある

他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団にも、どのクラスにも、どの子にも起こる可能性がある身近で深刻な人権侵害である。子どもは、人と人の関わり合いの中で育っていく。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成され、いじめが発生すれば、子どもの健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなる。本校では、いじめを「しない、させない、見逃さない」を合言葉に「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指していく。

いじめ防止対策推進法では、保護者の責務も記載しています

第九条（保護者の責務等）

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

- ・管理職・児童支援専任・養護教諭・教務主任・各学年代表者1名・個別支援学級担任1名で構成する。

○委員会の運営

- ・月1回開催。但し、いじめの疑いがあった際は直ちに臨時に開催する。
- ・管理職は、学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し進捗の管理を行う。
- ・児童支援専任は、いじめに関する情報の収集や記録、対応の分担、管理の中心となって行う。

○委員会の活動内容

未然防止に向けて	いじめの早期発見・事案対処について	取組の検証
<ul style="list-style-type: none">・いじめが起きにくく い・許さない環境 づくりを行う。・学校いじめ防止対策 委員会の存在及び活 動を児童及び保護者 に周知する。	<ul style="list-style-type: none">・いじめの相談・通報の窓口を設置する。・いじめの疑いを察知した場合には、情報の迅速な 共有、関係児童に対する聞き取り調査等により、 事実関係の把握といじめであるか否かの判断をす る。・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行っ た児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保 護者との連携といった対応を組織的に実施する。	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止基本方針の年間計画 作成・実行・検証・修正を行う。・年間計画に基づき、いじめの防止等に係る 校内研修の企画と計画的な実施・学校い じめ防止基本方針が学校の実情に即して 適切に機能しているか点検と学校いじめ 防止基本方針の見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

学ぶ力を育む	規範意識を育む	生きる力を育む
<p>【学力保障】 子どもが主体的に学べる授業、楽しく分かりやすい授業を目指し、教材研究に務める。また、児童のつまずきを知り、そのつまずきを取り除く手立てを講じる。</p> <p>【いじめについて考える機会をつくる】 にこに人権週間を設定し道徳の授業を通して、いじめについて考えるようにする。</p> <p>横浜子ども会議を受け、代表委員会で「だれもが安心して豊かに」をテーマに、各クラスで人権標を設定して年間を通して取り組む。</p>	<p>【規律を守る】 「釜南学校生活のきまり」に基づき、集団で生活するために気をつけることを考える姿勢を育む。特に、言葉遣い・時間を守る・話を静かに聞くなどの基本を徹底できるように指導する。</p> <p>【相手の気持ちを考えた言葉遣いの取組】 ふわふわ言葉やちくちく言葉を例にとり、相手の気持ちを考えた言葉遣いをするように指導する。</p> <p>【金銭授受の防止】 「行ってはいけない行為」として指導する。</p> <p>【子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施】 学級開き後、夏休み明け後に社会的スキル横浜プログラムを実施する。</p> <p>【相手を尊重する】 相手を尊重する気持ちを考えられるように指導する。教職員は、児童の名前を呼ぶ際に、「さん」付けで丁寧に呼ぶことを徹底する。</p>	<p>【あいさつが響く学校に】 あいさつは、コミュニケーションのはじめの一歩と捉え、あいさつ運動に取り組み、家庭、地域とともに進んで挨拶をする子を育成する。</p> <p>【自己有用感を育てる】 学校生活の中で活躍できる場面を設定し、他者から認められる経験をもたせることで自尊感情を高める。また、係活動や当番活動、委員会活動などを通して、「人の役に立って嬉しい」という気持ちを育む。さらに高学年は、縦割り活動のリーダーとしてみんなのために頑張っている存在として認め、自己有用感を育む。</p> <p>【感染症に関する差別防止】 新型コロナウイルス感染症等、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されないとへの指導を行う。</p>

②いじめの早期発見

【児童のささいな変化に気づく】

- ・児童の顔を見ていともと違う様子に気づくことができるようになる。
- ・養護教諭と情報交換をする。怪我や体・心の不調等を養護教諭と情報共有する。
- ・保護者と協力して、家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き指導に役立てる。
- ・登下校や休み時間の様子を見る。友達との関係はうまくいっているか。一人で寂しそうにしていないか等を観察する。
- ・グループ作りや席替えの時等、児童の様子を観察する。
- ・不登校児童の背景をさぐり、支援策を検討し対応していく。

【教職員で情報を共有しあう】

気になる子どもの姿が見られたら、教職員で情報を共有し、積極的にいじめとして認知し、解消に向けて対応を検討し、組織的に取り組む。

【いじめについてのアンケートを実施する】

5月（市一斉記名式）、10月（独自生活アンケート）12月（市一斉無記名式）にアンケートを行う。また、6月、11月にYPアンケートを行う。気になることがある場合はただちに対応する。

【相談窓口を周知する】

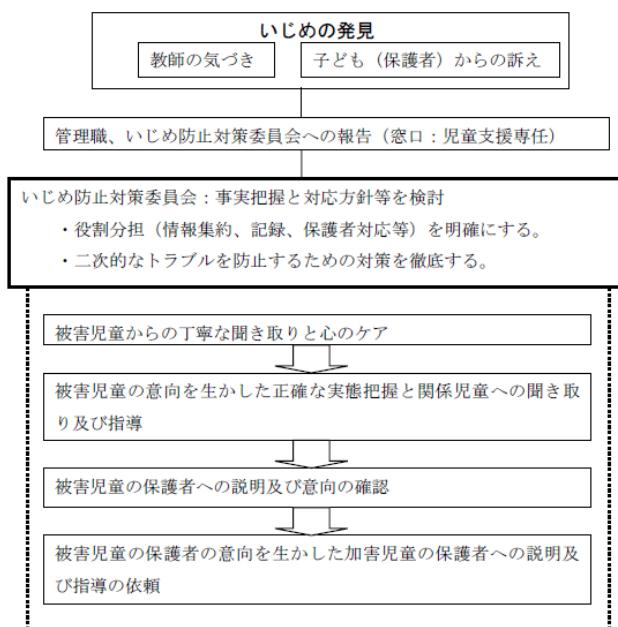
児童や保護者が悩んでいること、気になることなどを相談しやすいように担任だけでなく、児童支援専任や養護教諭も相談窓口なることを周知する。

【インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進】

携帯・スマホ教室、リーフレット等の資料を活用した啓発活動を実施する。

③いじめに対する措置

【初期対応】



【中・長期的な対応】

- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告及び情報交換の実施・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり、学校カウンセラーの活用
- ・いじめを否定する児童間の風土づくり
- ・次年度への引き継ぎを行う。

〈いじめの解決に向けた対応〉

- ・いじめが解決しても被害児童に定期的に話を聞き、「あなたを守る」というメッセージを送り続ける。
- ・全職員が見守り（観察）、情報を共有する。
- ・定期的に保護者に児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握する。

④いじめの解消

次の2つの要件が満たされている時、いじめが「解消している」状態とする。

- | | |
|-------------|--|
| 《いじめの解消の要件》 | ①いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること
②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|-------------|--|

⑤教職員等への研修

- ・事案によっては、いじめ防止対策委員会を待たずに打ち合わせ等で、対応等の状況を共有する。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・学校運営協議会で、学校が抱える課題等を共有し、連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	児童の活動	職員の活動	地域・家庭との連携
4 月	釜南パスポート	いじめ防止対策委員会 いじめ防止基本方針 共通理解研修	地域訪問 登校班集会
5 月	児童朝会 (年間取組説明) 子どもの社会的スキル 横浜プログラム実施 いじめ早期発見のため の記名式アンケート	いじめ防止対策委員会	
6 月	縦割り遊び YP アンケート	いじめ防止対策委員会 YP アセスメント研修 YP アセスメント	
7 月	縦割り遊び 代表委員会 (各クラス取組発表) 釜南パスポート	いじめ防止対策委員会 SOS プログラム研修	個人面談 横浜こども会議 (ブロック)
8 月		いじめ防止対策委員会	横浜こども会議 (区)
9 月	縦割り遊び	いじめ防止対策委員会	
10 月	学校生活アンケート 釜南スポーツフェスタ	いじめ防止対策委員会 特別支援教育研修	
11 月	縦割り遊び YP アンケート 全校遠足	いじめ防止対策委員会 人権教育研修 保護者学校評価集約検討 児童アンケート集約検討 YP アセスメント	
12 月	ニレの木にこにこ人権週間 ニレの木 スタディフェスタ いじめアンケート（市） 縦割りすごろく遊び	いじめ防止対策委員会 「人権に関わる授業」 の児童感想を掲示 いじめアンケート集約調査	個人面談 学校評価（保護者）
1 月	代表委員会 (取組発表・振り返り)	いじめ防止対策委員会 「いじめ防止対策基本 方針」振り返り	学校運営協議会
2 月		いじめ防止対策委員会 ・次年度検討	学校運営協議会
3 月	縦割り遊び・卒業式	いじめ防止対策委員会 ・新年度方針決定	

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき」(同項第2号)とされている。

〈報告〉

重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

〈調査・報告〉

「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点において調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

〈児童・保護者への報告〉

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。